平成２２年（フ）第２９６号
埼玉県新座市栗原４丁目８番４号　マロンハイツ103号室
債務者　鈴木　芳春
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２９号
北海道網走市駒場南８丁目12番２―13号
債務者　竹澤　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１８０１号
埼玉県川口市芝高木２丁目23番９号
債務者　佐藤　顕二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県川口市大字安行領根岸2282番地の99
債務者　麻生　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
さいたま市中央区本町西２丁目９番26号　第５メゾンクレール302号
債務者　野間　和子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
さいたま市桜区西堀２丁目７番14―103号
債務者　岡　　尚輝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
さいたま市大宮区土手町１丁目66番地１　ライオンズプラザ大宮第２―308
債務者　大井　朋樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
埼玉県川口市東川口４丁目５番20号
債務者　斎藤　博之
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目20番６号　メゾン加賀美205号室
債務者　小口　　清
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
埼玉県新座市北野３丁目９番25号
債務者　小峰　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区26棟302号、旧住所東京都北区豊島２丁目16番４―310号　ライオンズマンション王子第６
債務者　稲村　正彦
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
埼玉県新座市野火止６丁目24番16号　大川荘101号室
債務者　淺倉　金也
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
埼玉県川口市柳崎１丁目８番31号　ガーデンハイツＡ号室
債務者　小池　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
埼玉県戸田市美女木７丁目８番地の13弥生荘101号室
債務者　丸山　晃司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間５丁目７番22号　ヴェルディハイツⅢ105号
債務者　青木紫津子（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
さいたま市桜区桜田２丁目15番14号
債務者　小此木綾子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
埼玉県蕨市中央３丁目２番11号　Ｔハイツ201号、旧住所埼玉県蕨市錦町２丁目１番30号　小泉ハイツ102号
債務者　鈴木　俊子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係